

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設（以下「指定施設」という。）の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、指定管理者に管理を行わせようとし、又は行わせている指定施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

- (1) 指定施設の概要
- (2) 申請受付期間
- (3) 申請に必要な書類
- (4) 申請することができる団体の資格
- (5) 選定する基準
- (6) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (7) 指定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する基準
- (8) 指定管理者に指定しようとする期間
- (9) その他市長が必要と認める書類

(指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 管理を行う指定施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が定める書類

(候補者の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準に照らし総合的に審査して最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る指定施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) その他管理する指定施設に応じて市長が定める事項に適合すること。

(選定の特例)

第5条 市長は、第3条の規定による申請者が前条各号のいずれにも該当しなかった場合においては、指定施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われる本市が出資等している法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 前項の規定により候補者として選定するときは、市長は、当該団体と協議し、第3条各号の書類の提出を求め、前条各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 市長は、第4条又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と指定施設の管理に関する協定を締結しなければな

らない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金等に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 本市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他市長が定める事項
(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、その管理する指定施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施及び利用の状況
- (2) 利用料金等の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項
(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、指定施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に、又は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の報告をせず、調査を拒み、若しくは指示に従わないとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった指定施設又はその設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する指定施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者及びその管理する指定施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、観音寺市個人情報の保護に関する条例（平成17年観音寺市条例第14号）を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該指定施設の管理上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。従事者の職務を退いた後においても、また同様とする。

(教育委員会の指定施設への適用)

第14条 この条例を教育委員会が所管する指定施設に適用する場合においては、第2条から第12条までの規定及び次条中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大野原町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年大野原町条例第6号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。